

第 31 期 静岡県青少年環境整備審議会会議録（要旨）

全体会

日 時	令和 5 年 2 月 15 日（水） 10：00～12：00
場 所	県庁別館 9 階特別第二会議室
出席者 職氏名	<p>会 長 伊東明子</p> <p>副会長 吉原隆</p> <p>委 員 大石健二、小澤豊、小畑浩、片瀬紀子、加藤智啓、加藤良          玄、小池千鶴、阪井小百合、篠原将仁、銅崎順子、西村正          巳、日吉弓枝、安田佳子、山内健史、山本ひさ江、吉見光          太郎、良知繭子、渡邊伸一</p> <p>幹 事 広聴広報課</p> <p>事務局 社会教育課</p>

1 受付、出席者の確認

2 定数確認

委員総数 25 人中 20 人の出席（リモート出席含む）により、委員の半数以上が出席したため、審議会の成立が確認された。

3 会長あいさつ

4 事務局（社会教育課課長代理）あいさつ

5 議事

(1) 優良図書の推奨について

ア 審議に先立ち、事務局から「優良図書の推奨について」の説明を行った。

イ 審議内容

委員：プレゼント企画の応募総数 391 件というのは、必ずしも多くはない数字だと思う。SNS 等でも広報しているが、もう少し他の方法でも広報を行えないか。優良推奨図書の取組を知らない方々に、アプローチする方法がないかと感じた。

事務局：広報の方法については、次年度についても見直しを行いたい。

会長：過去の全体会でリピーターが多いと聞いた。その方々から何かつなげていくことはできないかと感じた。

委員：学校現場の様子として、小中学校、高等学校については GIGA スクール構想ということで、子供達が一人一台の端末を持つ時代となっている。小中学校が先行しているが、学校での貸与により一人一台タブレット端末を持っている。高等学校は、なかなかそれができていない。各家庭の負担で購入してもらっている。公立高校は、今年度の入学生から全員端末を持つことになっている。こういった端末に直接働きかけるのは一つの方法だと思う。

委員：「県民だより」は回覧板で回ってくるようなものか。今の若い世代の家庭では回覧板が回ってこないこともある。地元の広報誌も回ってこなくて、幼稚園の情報が全く入ってこないという家庭が多くある。「県民だより」も見る機会がないのではないか。県のホームページについてもわざわざ検索することも少ないと思う。親に直接伝えたいということであれば、「マチコミ」というスマートフォンに直接手紙が届く通信ツール

があるので、こういったものを活用する方が見る機会があると思った。子供が本が好きなので図書館に通っているが、広告をみたことがないという。張り出されていても子供達は目にする事はなかなかない。発信手段をもう少し考えた方がいい。

会長：子供達、もしくは家族の方の目にとまりやすい媒体というのは変わってきているので、時代に即した方法で広報することが必要なのではないか。

委員：推奨された図書の各出版社にも通知するといい。出版社からの広報が期待できる。

会長：広報について幹事から意見はあるか。

幹事：県民だよりの読者は50代以上の方が主となる。配布方法としては、新聞の折り込みやコンビニへの配布等。紙でも配っているが、LineやTwitterからWebページへのリンクでの誘導も行っている。委員のおっしゃるとおり、若い方々には中々見ていただけていないというのが実情。今後は、新聞に広告をのせて、QRコードから誘導する方法等の仕組みを考えている。SNSの登録者数は、配布資料の数値より増えており、例えばLineの登録者数は5万3千人程となっている（登録者数補足：県公式Line52,400人、Twitter16,100人、Facebook15,700人、Instagram3,200人（令和5年2月時点））。親や子供達に見て貰うためには、どのような媒体がいいのか助言を貰えるとありがたい。伝えるだけでなく、届くということが大事だと考える。優良図書が良いのはわかるが、なぜ子供達に読んでもらいたいのか、その目的をのせてもらえるといい。

会長：審議会はいろいろな立場な方がいるので、アイデアをもらえればと思う。

会長：他に御意見はいかがか。それでは、広報については、御意見、御提案を頂いたが、事務局案については了承とする。

## (2) 有害指定に係る団体指定について

ア 審議に先立ち、事務局から「有害指定に係る団体指定について」の説明を行った。

### イ 審議内容

会長：まとめると、今回、諮問を受けているCEROという団体は、家庭用ゲームソフトの自主規制を行っている団体である。静岡県についても有害指定を行っているが、個別指定、包括指定で追いつかない部分がある。家庭用ゲームソフトについては、各店舗において、CEROのレーティングによる規制が守られていない。今回、静岡県がCEROを団体指定することで、より規制の実行力を高めるもの、また、CEROの規制については、静岡県の条例、基準を逸脱したものではないと理解した。

委員：以前の審議会でも、フリーWi-Fiを拾ってしまうとフィルタリングがかからない状態となり、子供がフィルタリングのかからない状態のスマートフォン等を使えてしまい、ゲームをダウンロードできてしまうと聞いたが、こういった場合は、各家庭での対応となるのか。

事務局：基本的には家庭での指導ではないかと考える。ダウンロードについては条例の対象外となる。

委員：この団体指定をすることは良いことだと考える。ゲームは子供達の興味を引く媒体だが、自己肯定感がもてなくなるような危険性もはらんでいると思う。ゲームに対する規制は、ある程度我々大人が線を引くことは大事だと考える。

会長：他に御意見はいかがか。無いようなので、「有害指定に係る団体指定について」は事務局案のとおりで審議会の答申とする。

(3) 有害玩具類等の指定・指定の取消しについて

ア 審議に先立ち、事務局から「有害玩具類等の指定・指定の取消し」の説明を行った。

イ 審議内容

会長：有害玩具類について、昭和30年代から指定されているものもあり、指定の要否の見直しを図ったものとなっている。玩具そのものと、その使い方については別に考える必要がある。この件について、意見をお願いします。

会長：意見が無いようなので、「有害玩具類等の指定・指定の取消し」については、事務局案のとおりで審議会の答申とする。

(4) 有害図書類の緊急指定について

ア 緊急指定された次の図書類について報告を受けた。

番号	種別	図書類名	発行所	指定日	通知番号
1	雑誌	るんるんナビマガジン OCTOBER. 2022 No. 243	(有)メディアックス	R4. 10. 6	教社第 385 号
2	雑誌	るんるんナビマガジン NOVEMBER. 2022 No. 244	(有)メディアックス	R4. 11. 10	教社第 434 号
3	雑誌	実話ナックルズ 月刊 12・1 月合併号	(株)大洋図書		
4	雑誌	るんるんナビマガジン DECEMBER. 2022 No. 245	(有)メディアックス	R4. 12. 8	教社第 478 号
5	雑誌	るんるんナビマガジン JANUARY. 2023 No. 246	(有)メディアックス	R5. 1. 11	教社第 514 号
6	雑誌	実話ナックルズ 月刊 2・3 月合併号	(株)大洋図書		
7	雑誌	るんるんナビマガジン FEBRUARY. 2023 No. 247	(有)メディアックス	R5. 2. 8	教社第 560 号

イ 質疑内容

委員：有害玩具類、有害図書類について、その効果と現状を伺いたい。

事務局：販売すること全てを禁止するものではない。区分陳列等、条例、規則で定められた方法で販売することを求めるものである。各店舗で協力をいただけているという認識ではあるが、全ての店舗ができているわけではないため、周知、徹底を進めているところである。

会長：他にはいかがか。意見が無いようなので、報告を了承する。

(5) キャンプ禁止区域の一部指定解除について

ア 審議に先立ち、事務局から「キャンプ禁止区域の一部指定解除について」の説明を行った。

イ 審議内容

委員：グランピング施設ができたということで審議にかけたとのことだが、キャンプ禁止区域とわかっていたうえで、後々に審議はおおるであろうということで、今、施設ができあがっている状態ということか。

事務局：キャンプ禁止区域の指定解除にあたり、解除の要件である、給排水施設、

ごみ、し尿その他の汚物の処理施設については、施設ができないと審議することができないという実情がある。過去の浜松市の指定解除についてもキャンプ場ができてから審議を行った例がある。

委員：厳密に言うと、構想の段階から県に連絡があるべき。そのうえで、県が指定解除の要件を伝えたいので、工事着手すべき。施設ができた後に、解除ができないとなったら施設を作った人たちは困るのではないか。敷地の大きさからみると、ゴミ箱が2つだけでは少ないのではないか。

事務局：委員御指摘のとおり、構想の段階で県に話をするのが筋であると思う。ゴミ箱は2つだが、敷地としてはそれほど広くはない、また、管理者がいる施設であるので、管理者が定期的に回収することで要件は満たすと考える。

(午前11時50分、加藤智啓委員退席)

委員：キャンプ禁止期間は6月1日から9月30日ということだが、この期間以外は特にキャンプをしても問題ないということか

事務局：6月1日から9月30日以外の期間については条例の関知できるところではない。

委員：冬の時期でもキャンプを行う者は多い。キャンプを禁止すべき所であるならば通年の禁止期間でもよいと感じた。

会長：静岡市、浜松市も条例の対象か。

事務局：対象である。

会長：委員の意見を参考にして、このような事例の場合には事前のコミュニケーションをしっかりとってもらいたい。

他の意見もないようなので、「キャンプ禁止区域の一部指定解除について」は事務局案のとおりで審議会の答申とする。

## 5 事務連絡

事務局より令和5年度静岡県青少年環境整備審議会の開催予定について説明された。

## 6 閉会